

==== 以下 弊社使用欄 =====

回答できない理由

(1)個人情報保護基本規程 2(11)のただし書きに相当

- a) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれのあるもの
- b) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及びおそれのあるもの

(2)3.4.4.3

すでに、開示対象個人情報の利用目的を公表している場合。

<https://www.kajitaku.com/guide/privacy-policy>

(3) 3.4.4.4、2 の但し書きに相当

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- d) 開示対象個人情報の利用目的を公表しており、利用目的が明らかであると認められる場合

(4) 3.4.4.5、2 の但し書きに相当

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合
- d) 法令の規定によって特別の手続が定められている場合

(5) 3.4.4.6、1 に相当

- a) 訂正等の対象が事実ではなく評価に関する情報である。
- b) 法令の規定によって特別の手続が定められている。

以上